

令和 5 年 3 月

江南市議会総務委員会会議録

3月9日

令和5年3月9日〔木曜日〕午前9時30分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第11号 都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備  
工事請負契約の変更について

議案第12号 土地区画整理事業に伴う町及び字の区域の変更について

議案第14号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第13号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

消防車両更新等事業

第3条 債務負担行為の補正のうち

マイナポイント申請等支援業務委託料

議案第21号 令和5年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費のうち

市勢要覧作成事業

地域交流センター運営事業

第4条 地方債のうち

消防施設整備事業

臨時財政対策債

第5条 一時借入金

第6条 歳出予算の流用

市民と議会との意見交換会について

---

出席委員（7名）

委員長	田村徳周君	副委員長	東猴史紘君
委員	野下達哉君	委員	古池勝英君
委員	稲山明敏君	委員	堀元君
委員	伊藤吉弘君		

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議長	宮地友治君	議員	三輪陽子君
議員	大藪豊数君	議員	片山裕之君
議員	石原資泰君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長	石黒稔通君	副主任	前田昌彦君
主任	伊藤典子君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
企画部長	阿部一郎君
総務部長	本多弘樹君
消防長	高島勝則君
地方創生推進課長	矢橋尚子君
地方創生推進課副主任	八橋直純君

秘書政策課長	平 松 幸 夫 君
秘書政策課主幹	田 中 元 規 君
秘書政策課副主幹	山 口 尚 宏 君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

酒 井 博 久 君

市民サービス課主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

長谷川 崇 君

市民サービス課副主幹

駒 田 直 人 君

行政改革推進課長

河 田 正 広 君

行政改革推進課副主幹

高 田 昌 治 君

財政課長

安 達 則 行 君

財政課副主幹

大 池 慎 治 君

税務課長

向 井 由美子 君

税務課副主幹

千 田 美 佳 君

収納課長

山 田 順 一 君

収納課主幹

吉 本 晴 永 君

総務課長

今 枝 直 之 君

総務課副主幹

横 井 貴 司 君

会計管理者兼会計課長

金 川 英 樹 君

監査委員事務局長

牛 尾 和 司 君

消防総務課長	上 田 修 司 君
消防総務課主幹	村 上 祥 一 君
消防総務課副主幹	内 藤 克 利 君
消防予防課長	杉 本 恭 伸 君
消防予防課副主幹	大 谷 充 広 君
消防予防課副主幹	池 田 博 之 君
消防署長	花 木 康 裕 君
消防署東分署長	上 村 和 義 君
消防署主幹	黒 谷 高 夫 君
消防署主幹	栢 本 忠 幸 君
消防署主幹	日下部 匡 彦 君

○委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

今年度最後の総務委員会となっております。皆様、お忙しいところ御参集いただきまして、当局の皆様方、議員の先輩方、ありがとうございます。最後の審査となります。きちっとしっかりとやっていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

では市長さん、挨拶をお願いいたします。

失礼しました。その前に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用をよろしくをお願いいたします。

失礼いたしました。市長さん、お願いします。

○市長 おはようございます。

去る 2 月 22 日に 3 月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 11 号 都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事請負契約の変更についてをはじめ 4 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第 114 条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第 117 条第 2 項において、

委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その後は退席していただいても結構です。

当委員会へ傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっています。傍聴を許可いたしたいと思いますが、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

○堀委員 誠に申し訳ないですけど、質疑に入る前に、ちょっと一言申し上げたいことがございますので、許可をお願いしたいと思います。

○委員長 どうぞ。

○堀委員 実は、ここに見える議員の皆さんは全部対象になるんですが、統一地方選挙があります。その関係で市民のちまたのうわさの中に、まだまだパワハラ議員とか、それがどうなっているかというような意見がありまして、我々にとっては議員活動において、まさに生命線といいますか、そういう風潮は非常に大きいのがございます。例えば、堀さん、まだパワハラやっておるのかというような話でね。

そこで、当局にこれは要望なんですけれども、現在の状況ですと、第三者委員会を設置して真相究明、これが完全にストップしたような状況になっておるわけです。私どもといたしましては、当局のいわゆる理由として、第三者委員会の弁護士が守秘義務にも、それに完全に当てはまらずに、それでいわゆるばれていく可能性があるからいけないというような話があったわけですね。

それも、そんなようなことも含めて、まだまだ1か月ありますので、早急に第三者委員会を設置して真相究明をここで要望しておきますので、その点

も含めて我々の政治生命に関わる問題です。非常に大きな問題です。これをうやむやに終わらせては本当に市民の皆様に説明がつかない。

ですから、この件に関しまして、今日はマスコミの方も来てみえますので、そういう点を議員のほうから要望があったということもしっかりと聞いていただいて当局の対応を、第三者委員会を設置して、パワハラについての真相究明をぜひお願いしたい。

冒頭で誠に申し訳ございませんが、我々も時間がないものですから、その点、ひとつよろしく願います。誠にすみませんでした。以上です。

○委員長 御意見、要望として。

では、審査に入ります。

---

### 議案第11号 都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事請負契約の変更について

○委員長 最初に、議案第11号 都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 議案第11号につきまして御説明申し上げますので、議案書の69ページをお願いいたします。

都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事請負契約の変更についてでございます。

参考資料といたしまして、70ページには仮変更契約書を掲載させていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願います。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけお願いいたします。

提案理由の中にある緑化施設の仕様変更とあるんですけど、等というのがあって、ほかの仕様変更もあるかと思えますけれども、その仕様変更の具体的な内容をちょっと教えてください。



○総務課長 主な増額要因といたしまして、緑化施設を天然芝から人工芝に変更したということに伴うものでございますけれども、駅前広場ロータリー中央部分の緑化施設につきまして、当初契約では天然芝を敷く予定としておりましたが、草が生えるなど管理面等々を踏まえ、天然芝を維持管理していく場合とメンテナンス管理がほぼ必要のない人工芝を施工した場合と比較した結果、人工芝施工のほうが経済的でありますことから、変更したものでございます。

○伊藤委員 その等というのは、あまり詳しいことは、人工芝は分かるんですけども、ほかに何かありますか。

○総務課長 ほかの要因といたしましては、土工や排水構造物工などの現場精算に伴うもので、約280万円が対象となっております。

○稲山委員 関連した話ですけど、ここで聞くのか、今の都市整備部で聞くのかちょっと分かりませんが、取りあえずここで聞かせていただきたいと思うんですけど、天然芝から人工芝に今変わったということで、実際問題、今のメンテナンスの件で非常にお金がかかるといった話だったんですけど、実際問題、今張られている人工芝の耐用年数的には、大体10年からそのぐらいだとかと言われてはいますが、そうするとその他で先ほど280万円ぐらいで、人工芝だけに増減が増えた分と前の天然芝のお金を足したお金がまた10年後にかかってくるんだろうということが予測されるんですけど、その辺の検討というのはどのようにされたのか。契約とちょっと違うのかも分かりませんが、1点お聞きしたいと思います。

○総務課長 仕様を変更したことに伴う費用効果の検証結果でございますけれども、天然芝を10年維持・使用した場合に、1か月につき約19万円の芝刈りを年3回実施するといたしまして、約570万円の維持費はかかるということでございます。

当初、芝張りの施工費の約80万円を加算いたしまして、天然芝のほうが合計で約650万円であるのに対しまして、人工芝は維持費がほぼ必要ないことから、施工費の500万円のみ負担となりまして、天然芝と比較した場合、約150万円程度の経済的な差があるということでございました。

○稲山委員 いろいろとその辺を精査されての変更かと思しますので、よく

分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 40 分 休 憩

午前 9 時 40 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第12号 土地区画整理事業に伴う町及び字の区域の変更について

○委員長 続いて、議案第12号 土地区画整理事業に伴う町及び字の区域の変更についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 議案第12号につきまして御説明申し上げますので、議案書の71ページをお願いいたします。

土地区画整理事業に伴う町及び字の区域の変更についてでございます。

参考資料といたしまして、72ページには別図第1として今回変更をお願いいたしております区域の現在の町及び字を、73ページには別図第2として変更後の町及び字を、74ページには町及び字の変更位置図を掲載させていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 伊藤委員　　今回の見直しによって、町や字が変更になった世帯数というのは把握されているんですか。
- 総務課長　　当区域内の住民基本台帳登録者数でカウントした場合、世帯数としては約250世帯でございます。
- 伊藤委員　　今回の見直しに対して住民から苦情とか、何かそれなりに受けられたんでしょうかね。その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけど。
- 総務課長　　地域への意見募集におきましては、特段の意見はなかったというふうに聞いております。
- 野下委員　　今回、町が変わるということなんですけど、例えば今まで特定の下山町東という区域があって、この下山町東がまた変わるわけですよ、区域が。そうすると住民の方も当然変わってくるわけなんですけど、そういう区の仕組みというか、そういったものについては影響が出てくるんじゃないかと思うんですが、それは全然関係ないんですか。
- 総務課長　　区の仕組み自体は変更はないかと思えます。ただ、住民の方が所属する区として変更される方は若干お見えになります。
- 野下委員　　ですよ。だから、今までは違う区において、今度は変わるから、そっちの区のほうに移行されるという形になってくるわけですよ。そうすると、いろんな例えばごみ当番の件もそうでしょうけど、そういったところも全部変わってくる形になるんですよ。それは間違いないですか。
- 総務課長　　委員がおっしゃられますとおり、今回、町自体が変更となる方が約30名10世帯お見えになります。その方につきましては、先ほど委員おっしゃられましたような、ごみの排出先が変わるなどの影響は生じるかと考えております。
- 野下委員　　そういうことを踏まえて、そういうちょっと困惑するわとか、そういった話というのは市のほうには届いていないですか。
- 総務課長　　問合せなどはあったというふうに聞いておりますけれども、内容についてはまだ把握しておりませんが、意見提出等はなかったというふうに聞いております。
- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 45 分 休 憩

午前 9 時 45 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 12 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 14 号 令和 4 年度江南市一般会計補正予算（第 13 号）

##### 第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

##### 第 2 条 繰越明許費の補正のうち

消防車両更新等事業

##### 第 3 条 債務負担行為の補正のうち

マイナポイント申請等支援業務委託料

○委員長 続いて、議案第 14 号 令和 4 年度江南市一般会計補正予算（第 13 号）、第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、第 2 条 繰越明許費の補正のうち、消防車両更新等事業、第 3 条 債務負担行為の補正のうち、マイナポイント申請等支援業務委託料を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に、企画部地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の96ページ、97ページをお願いいたします。

歳入でございます。

最下段の15款4項5目1節総務管理費交付金で、説明欄の地方創生推進課の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

議案書の102ページ、103ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段、2款1項1目地方創生推進費のシティプロモーション事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 このシティプロモーション事業なんですけれども、動画をちょっと見させてもらったんですけれども、ホームページに入り込んで。なかなか非常によくできて、長いやつと短いやつがあって非常によくできていると思うんですけれども、質問なんですけれども、業者をどのように決定したんですか。また、動画を作成した業者というのはどこなんでしょうかね。

○地方創生推進課長 事業者の決定に当たりましては、公募型プロポーザル方式において契約の交渉者を決定いたしました。その結果、動画を作成しました事業者につきましては、株式会社ポニーキャニオンでございます。

○伊藤委員 今後のPR方法なんですけれども、具体的なアイデア、どこで流すかという、そういうPRの方法は考えていますか。

○地方創生推進課長 PR、今後のどこで流すかということにつきましては、ユーチューブで現在配信しておりますけれども、そのユーチューブの配信のほかに、江南市役所の1階の行政情報モニター及び江南駅に設置されております観光協会のサイネージで現在放映をしております。また、3月末まで大垣共立銀行の店舗でも放映をさせていただいております。

今後は、4月1日からオープンします「toko + toko = labo (トコ・トコ・ラボ)」(布袋駅東複合公共施設)のサイネージでも放映をいたしますほか、自動車専用道路のパーキングエリアのサイネージ内での放映を予定しています。また、愛・地球博の公園のサイネージでも放映するように準備を進めておりまして、各種イベントや市制記念式典などでの活用も想定をしております。

- 伊藤委員 今、いろいろお聞きしまして安心したところがございますので、しっかりとPRをしていただきたいと思います。以上です。
- 堀委員 既に公開されていますが、市民からの反応はどうですか。
- 地方創生推進課長 現在、効果測定中ではございますけれども、2月末現在で33万回の再生回数があります。大変多くの方に視聴をいただきまして、江南市のことを知っていただき関心を持ってもらえたものだと思っております。いろんなSNSの中でも、「江南市、こんなふうになっているんだね、今」というようなコメントもございました。
- 堀委員 何かユーチューブだと言ったね。ユーチューブのほかにも、フェイスブックとか、それからまだほかにもあるね、たくさんというか、まだたくさんあらへんか。全部出したら。そのほうがもっとたくさん見ていただけるんじゃないかな。
- 地方創生推進課長 市でのPR方法につきましては、市公式のLINE、あとSNS、先ほどのフェイスブックだったりツイッターだったり動画の情報について掲載を促しております。また、広報の3月号の表紙でも通知しておりまして、報道機関へのプレスリリースも行っております。
- 堀委員 それから業者ね。この作った業者。これはどこの業者で、委託、それともやったの、公募したの。何者ぐらいあったの。
- 地方創生推進課長 業者の選定に当たりましては、先ほども申し上げました公募型プロポーザル方式で選定をいたしております。参加につきましては、7者の参加がございました。選定をしました業者につきましては、株式会社ポニーキャニオンでございます。
- 堀委員 7者で、そこに決定したわけだね。分かりました。結構です。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

- 委員長 大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

- 大藪議員 ありがとうございます。早速質問させていただきます。

まず、第1点目ですが、シティプロモーションで流されている映像についてでございます。先ほど伊藤委員は大変評判がいいというか、内容がいいというふうにおっしゃったんですが、私は真逆で大変内容はよくないのではないかなという観点からお話しさせていただきます。

まず、第1点目が、まずオープニングで最初の画像で、当局からは、これは木曾川だと言うんですけど、どう考えてもすいとびあ江南が画像の中で消えていく。消えていって、正面に来るのが一宮タワー。どういう御指示をされているのか、まずは。これは逆に、江南市が俯瞰できるように、すいとびあ江南を中心とした江南市内を俯瞰するべき。その下に次に……。

- 委員長 大藪議員、マイクが消えているんで。

- 大藪議員 それでは、まずその点からお聞きします。その点はいかがでしょう。

- 地方創生推進課長 動画のオープニングの木曾川の映像でございますけれども、江南市の北側には清流の木曾川がありますというような雄大な川の景色を撮ったものでございます。すいとびあ江南につきましては、その後の映像でも出てきますけれども、一宮市のタワーを撮ったものではなくて、木曾川のきれいな景色を撮ったものでございます。

- 大藪議員 ありがとうございます。

続きましての質問なんですけど、この映像の中、最近、コンプライアンス上、画像の最後のエンドロールあたりでいろいろな映像が上がっていますがけれども、例えばドローンで撮った画像などの許認可について本来は載せるべきだと思っておるんですけど、いかがなものでしょうか。

- 地方創生推進課長 エンドロールの表示につきましては、現在、ドローンの許認可について特に表示はしておりません。事業者のほうとも調整しながら、表示については行っております。
- 大薮議員 お答えいただきたいんですが、これを公開される、要するに市で今日から公開だと公開される前に何万カウント、既にげたが履かされていきました。それは何万カウントありましたか、お答えください。
- 地方創生推進課長 動画の公開につきましては、2月2日の13時に一般公開というか公開をしたものですが、2月2日の13時の公開に先立ちまして、動画が正常に表示されるのかというのを確認するために、2時間ほど前からユーチューブに動画をアップしております。その間、配信テストも行っておりますので、配信テストで視聴した方の回数が表示されたものだと思います。そのときに、こちらでも確認をしましたが、800回の再生回数というものが表示をされておりました。
- 大薮議員 800人の方がテストしたわけですか。お答えください。
- 地方創生推進課長 動画の公開に先立って2時間前から動画の広告を行っておりますので、広告を表示されたという方が800人いたというようなことでございます。
- 大薮議員 これは私ではなくて多くの市民の方から、公開されてすぐに私は見たんですけども、もう既に何百回も回っているじゃないかと。これはどうも怪しいんじゃないかというようなことで市民の皆さんからのお問合せもあります。基本的にテストであれば、社内の何名かでいいわけであって、そんな800回も何百回も、僕は800回とは聞いていないです。もっと高い数字を聞いているんですけども、そんなにやる必要がないというふうに私は思うんですが、どのようにお考えですか。

[発言する者あり]

- 委員長 挙手の上で。

[「委員長、すみません」と呼ぶ者あり]

- 委員長 先に課長から。

- 地方創生推進課長 動画の広告は2時間前からですので、広告を表示される方というのは一般の方ですね。今回の動画の広告をエリア配信しております



す。名古屋市だったりとか、江南市を含んで名鉄犬山線を中心とした20代から40代というふうに設定をしております。そういった方にきちんと配信ができるかということで動画のテストを行ったと。それが2時間の間に800回の再生回数があったということでございます。

○大藪議員　　そういった予算の中で金額的なものを費用対効果として考えるとするならば、現在の動画、どうしても一般市民の方、私が聞いているうわさでは、これは音楽ビデオかとか、これを見て、残念ながらそこへ移り住みたいというふうな、内容が分からんというふうに言っていますので、また予算の関係をしっかり考えてください。以上で終わります。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　それでは、市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げますので、議案書の108ページ、109ページの上段をお願いします。

歳出について御説明申し上げます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費のページ説明欄、戸籍事業（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。

説明は以上でございます。

〔発言する者あり〕

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　恐れ入ります。歳入について抜かしております。歳入も説明させていただきます。

議案書の96、97ページをお願いいたします。失礼いたしました。

歳入でございます。

15款4項5目総務費交付金、1節の総務管理費交付金で市民サービス課分、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

歳出は先ほど申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願

いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけ、簡単に。

スマート申請はいつから開始して、これまでの利用者だけ教えてください、何件あったのか。それだけ。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 スマート申請につきましては、令和4年10月3日月曜日から開始させていただきまして、本年2月28日までの利用者数でございます。利用者数に関しましては62名、交付通数に関しましては73通となっております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部行政改革推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○行政改革推進課長 行政改革推進課が所管をいたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の94ページ、95ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下から2段目の15款2項1目1節総務管理費補助金で、説明欄、マイナポイント事業費補助金でございます。

はねていただきまして、98ページ、99ページをお願いいたします。

最上段でございます。15款4項5目1節総務管理費交付金で、説明欄、行政改革推進課の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

はねていただきまして、102ページ、103ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2段目の2款1項5目行政改革推進費のマイナポイント申請等支援事業及び情報システム管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。

情報システム管理運営事業の中で、このシステムの活用実績とシステムの精度、この辺の2点だけ教えてください。

○行政改革推進課長　こちらのほうのシステムということで、令和4年3月の補正予算でお認めをいただきました予約受付システムの使用料がございます。こちらのほうは、相談の枠ですとか催物の申込み、それからアンケートなどの申請等に使用する予約受付システムでございます。

こちらのほうにつきましては、例えば確定申告相談の予約の受付ですとか催物の予約、それからイベント等でのアンケート、そういったものに利用されているところでございます。

○伊藤委員　議事録が作成される際、システムを使われるということなんですけれども、その精度を知りたいんですけど。これは多分、予算でも聞いたと思うんですけど。

○行政改革推進課長　議事録の精度につきましては8割程度でございますけれども、職員からの使った感想といいますと、かなりの削減効果があったというふうに聞いております。

○委員長　ほかに質疑は。

○堀委員　コロナが、昨日も何か江南市は8人かな、どんどん少なくなっておるんだね。そういう状況の下でコロナが落ち着いてきたと思うんだけど、この後、今後、このオンライン会議はまた推進していくの。どう。

○行政改革推進課長　コロナが終息に近づいているということでございますけれども……。

○堀委員　向かっておる。

○行政改革推進課長　オンライン会議というものが一般に浸透してきたということで、こういった会議というのは、これからも続いていくのかなあというふうに思います。もちろん対面での会議というのも、これから増えてくる

と思いますけれども、一定の件数としてはオンライン会議のようなものが開催されるのではないかというふうに考えております。

○堀委員　コロナの関係でオンライン会議というのがどんどん推進してきておると思うんだけれども、最終的には、この委員会でもオンラインでやりゃあいいわけだな。だけど、そんなことはやっぱりいかんもんだから、できる限りオンラインというのは、コロナが終息してきたらやめたほうが私はいいと思いますので、一応意見として申し上げておきます。

○委員長　御意見として承りました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長　令和4年度江南市一般会計補正予算（第13号）、財政課所管につきまして御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

議案書の94ページ、95ページをお願いいたします。

中段、11款地方交付税、1項1目1節地方交付税で普通交付税でございます。

はねていただきまして、100ページ、101ページをお願いいたします。

最上段、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、土地建物貸付収入で土地の貸付収入でございます。

その下、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

議案書の102ページ、103ページをお願いいたします。

最下段、2款総務費、1項総務管理費、6目財政費、補正予算額はマイナスの29万9,000円で、説明欄、江南市公共施設整備事業基金積立金、1枚はねていただきまして、105ページの市有財産管理事業でございます。

はねていただきまして、148ページ、149ページをお願いいたします。

最下段の12款1項1目公債費、補正予算額はマイナスの212万8,000円で、説明欄、市債償還事業でございます。

続きまして、別冊でございます。令和4年度江南市3月補正予算説明資料をお願いいたします。

4ページでございます。

一般財源調で、11款地方交付税は普通交付税、19款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 2点だけです。

最初は103ページの最下段、土地の貸付収入なんですけれども、これはどこの施設に土地を貸したのか、期間はいつからいつまでなのでしょう。

○財政課長 土地の貸付収入につきましては、旧養護老人ホームむつみの敷地でございます。工事用資材の置場ということで事業者より貸付けの申出がございました。

期間につきましては、令和4年の3月14日から令和5年の3月31日までということでございます。今回計上しております29万円につきましては、令和4年度分ということで計上いたしてございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点なんですけど、149ページの、これも最下段ですね。市債償還事業の元金が増額になっている理由は何でしょうか。

○財政課長 市債償還につきましては、元利均等で償還をしております。今回、当初予算と比べ、利子が確定いたしましたものですから、その利子が利率が減ったと、当初予算に比べて利率が下がった借入れをいたしましたので利率が減った。その代わりに元金部分については増えたということで、結果的にはこのような形になっております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の100ページ、101ページをお願いいたします。

歳入でございます。

最下段にあります21款5項2目雑入、11節雑入、説明欄の総務課分、自動車損害共済災害共済金でございます。

続きまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の2款1項7目行政事務費、右側説明欄、公用車管理事業と、その下、固定資産評価審査委員会事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけなんですけれども、この固定資産評価審査委員会事業の中の顧問弁護士ですね。この顧問弁護士は裁判所へ出廷してもらうものなんでしょうか。また、裁判に勝つと成果報酬というのは請求されるわけですか。

○総務課長 裁判所のほうに出向いて弁護していただく形となっております。

成功報酬につきましては、今回の事例でございますが、弁護士より裁判が長期化するなどの特段の事情がない限りは、判決後の成功報酬は不要というふうに伺っております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長　それでは、税務課の所管する補正予算について御説明させていただきますので、議案書の94、95ページの最上段をお願いいたします。

歳入です。

上段の1款1項市民税、1目個人及び2項1目固定資産税まででございます。

恐れ入りますが、別冊の補正予算説明資料をお願いいたします。

補正予算説明資料の4ページの上段には、一般財源調といたしまして補正額の内訳を記載させていただいております。

恐れ入りますが、議案書の98、99ページをお願いいたします。

99ページ、2段目の15款4項5目2節徴税費交付金で、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

はねていただきまして、106、107ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の2款2項1目税務費で、税諸証明書交付事業（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　簡単に2つお聞きします。

市民税の法人の95ページですね。これは前にも聞いたと思うんですけど、市民税の法人が当初予算を上回る額の補正予算を計上してございますが、この理由をまず教えてください。

○税務課長　法人市民税の増額理由でございますけれども、例外的な営業外収益があった法人がございまして、その法人の税額が大幅に増加したことになりまして、今回、主な理由として、増額理由として上げさせていただいているところでございます。

○伊藤委員　分かりました。

あと1点、107ページなんですけれども、税諸証明書交付事業、スマート申請なんですけれども、いつから始めて、これまでの実績だけ教えてください。

い。

○税務課長　こちらですけれども、市民サービス課と同じときに実施しております。10月3日に開始しております。

実績でございますけれども、2月末時点で合計で11件、交付枚数としては14枚の交付状況でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長　消防総務課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の90ページをお願いいたします。

上段にございます第2表　繰越明許費補正、9款1項消防費、消防車両更新等事業を掲げております。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、議案書の136ページ、137ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項1目消防総務費、所管は消防総務課で、補正予算額61万4,000円の減額と繰越明許費をお願いするものでございます。

内容につきましては、137ページ説明欄をお願いいたします。

消防車両更新等事業におきまして、指導調査車の車両更新のため当初予算602万4,000円をお認めいただいておりますが、入札結果により61万4,000円の減額補正をするものです。

また、繰越明許費につきましては、指導調査車の更新に当たり、既に受注者と契約を締結しておりますが、世界的な半導体不足に加えウクライナ危機の影響により、海外から部品の納入の遅れのため車両の出荷が遅れ、年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。



○伊藤委員 指導調査車なんですけれども、これは入札日と入札方法はどうかされたんでしょう。

○消防総務課長 入札日にありましては令和4年4月12日で行っております。指名競争入札で、6者にて実施いたしました。

○伊藤委員 遅れているということなんですけれども、納車はいつ頃になるのか。あと古い車、それはどうされるんですか、旧車は。それだけです。

○消防総務課長 納車にありましては、2月末に確認いたしましたところ、令和5年の5月か6月には納車ができる予定であるということ聞いております。

また、今まで使用しておりました指導車にありましては公売を予定しております。

○堀委員 指導調査車、これはどういう仕事をやる車なの。

○消防総務課長 指導調査車といいますのは、消防本部の消防予防課員が主に使用しまして、いろいろな消防査察、いろんな消防設備の点検とか、そういったところに出向いたり、あと火災現場へ出向し、現場の調査、火災原因の調査等を実施しております。そういった車になります。

○堀委員 例えば防火水槽の点検とか、それから今の火災現場へ行って、指揮車とは違うんでしょう。指導調査車と書いてあるもので、どんなような仕事か。要するに火災現場へ行った場合は、どのような仕事をやるの。

○消防総務課長 火災現場へ行った際には、出火原因を……。

○堀委員 後で。

○消防総務課長 後からというか、行きまして、現場をできるだけ触らんように保存するところを確保したり、そういったことを、後々の調査のために必要な部分を確保したりということを実施しております。

○堀委員 要するに鎮火後、仕事をするということだね、この車は。

○消防総務課長 主に鎮火後の仕事が大きいのと思っております。

○堀委員 分かりました。

それから、購入計画、これは更新時期が来たわけですか。前は何年ぐらい使ったわけですか。

○消防総務課長 16年経過しております、消防計画で消防車両はおおむね、

救急車を除きまして16年を計画しておりますので、その計画でやっております。

○堀委員 消防活動に、いろんな仕事があると思いますが、支障を来さんようにしっかりやっていただければ結構だと思います。以上です。

○稲山委員 確認ですけれど、16年の計画でということで、おおむね計画どおりの更新だと思いますけれど、遅れたことによって今の旧車の車検とかその辺は間に合っているのかな。

○消防総務課長 この指導調査車、今度購入するのは指導調査車という名前になっておりますが、変更するのは指導車という名前で使用しておるんですが、その車両が9月の登録になっておりまして、初年度の平成18年の9月に登録になっております。車検が9月に来るため、通常は4月になってから入札を行っても、早くても9月に入るかどうか分からない状態でしたので、昨年度に指導車の車検を予算計上しておりましたので、令和4年の9月は車検を受けておりますので、車検は受けておりまして、現在も使用可能となっております。

○稲山委員 コロナの関係で見越して最初に予算計上をしておいたということやね。それで昨年の9月に車検を受けておいたということによかったですね。

○消防総務課長 委員の言われるとおり、そのとおりでございます。

○稲山委員 分かりました。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長 それでは、消防本部消防署の所管する補正予算につきまして説明させていただきますので、議案書の98、99ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

中段やや上でございます15款4項9目1節消防費交付金で、内容につきましては99ページ説明欄、消防署、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、歳出でございます。

議案書の136、137ページをお願いいたします。

最下段にございます9款1項3目消防署費で、消防活動安全衛生事業（新型コロナウイルス感染症対策）について財源更正をお願いするものでございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休 憩

午前10時26分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第21号 令和5年度江南市一般会計予算

### 第1条 歳入歳出予算のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費のうち

市勢要覧作成事業

地域交流センター運営事業

第4条 地方債のうち

消防施設整備事業

臨時財政対策債

第5条 一時借入金

第6条 歳出予算の流用

○委員長 続いて、議案第21号 令和5年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出、第2条 継続費のうち、市勢要覧作成事業、地域交流センター運営事業、第4条 地方債のうち、消防施設整備事業、臨時財政対策債、第5条 一時借入金、第6条 歳出予算の流用を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

○事務局 議会事務局議事課の所管につきまして御説明をさせていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書の72ページ、73ページをお願いいたします。

歳入はございません。

歳出につきましては、72ページ、73ページから78ページ、79ページ上段までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて企画部地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課の所管につきまして予算書の該当箇所を御説明させていただきます。

別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

下段の14款1項1目1節総務管理使用料、説明欄上から13行目、14行目、地域交流センター使用料でございます。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

下段の14款2項1目1節総務管理手数料、説明欄、地縁団体証明手数料でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

下段の17款1項1目2節使用料及び賃借料、説明欄上から7行目、8行目、地域交流センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

上段の17款1項2目1節利子及び配当金、説明欄上から7行目、8行目、江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、下段の18款1項1目1節総務管理費寄附金、説明欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目1節市町村振興協会基金交付金でございます。

次に、その下、21款5項2目2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、説明欄下段の市勢要覧売捌収入から3つ下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

以下、歳出でございます。

最上段、2款1項1目の地方創生推進費でございます。そこから86ページ、87ページの上段、秘書政策課の手前、地域連携事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　27ページなんですけれども、地域交流センターの使用料が掲載されてございますけれども、この地域交流センターの稼働率ですね。これはどのぐらい見込んで計算されているんですか。

○地方創生推進課長　地域交流センターの使用料の積算につきましては、利用見込みとして地域交流センターの立地条件や現在の市役所西分庁舎にございます市民・協働ステーションの稼働率、また営利利用が可能であることなどを踏まえまして、現施設の1.5倍の稼働率を見込んで積算をしております。

○伊藤委員　次に61ページ、ふるさと寄附金ということで、非常にお尋ねしにくいんですけれども、予算額が前年と同様の額なんです、寄附金が増えるような新しい返礼品は考えてみえるんでしょうか。

○地方創生推進課長　ふるさと寄附金の返礼品につきましては、令和5年2月末現在の状況で申し上げますと、記念品の登録事業者が56事業所で196品目の返礼品を取り扱っております。令和4年度には、返礼品として新たに洋菓子、和菓子、ベーコン、カレー、ジネンジョ、ゴルフボール、靴下などが登録をされておまして、返礼品の件数は毎年増加をしております。

現在、農協からの御協力もありまして、越津ねぎだとか有機野菜を取り扱う事業者からも返礼品のお話をいただいておりますので、今後はこうした農作物の特産品も充実をさせていきたいなと思っております。また、特定の店で使える商品券なども今後検討していきまして、必要に応じて補正予算を計上してまいりたいと考えております。

○伊藤委員　分かりました。

あと、81ページ、シティプロモーション事業の中の最上段ですかね。広報紙発行事業の中で、広報「こうなん」を発行するための経費が計上されてございますけれども、配布部数は何部と見込んで計算されていますか。

○地方創生推進課長　令和5年度の広報発行部数につきましては、3万9,730部を予定しております。

○伊藤委員　　あと1点だけです。

下のPR事業ですね、これはちょっとお聞きしたかったものですから。講師謝礼が計上されてございますが、講演の内容と開催時期というのは決まっていますか。

○地方創生推進課長　　講師謝礼につきましては、PR大使の講演会の講師謝礼を計上しております。こちらは令和4年12月にPR大使に御就任いただきました小澤さんを講師といたしまして、これまでの経験を踏まえた子供たちへのメッセージなどの講演会を予定しております。開催につきましては、藤まつり期間中のPR大使イベントに出演を予定しております。

○伊藤委員　　分かりました。なかなかいい案だと思います。

あと、83ページなんですけれども、最上段、委託料、イベント開催委託料とあるんですけれども、これは何の委託料なんでしょうか。

○地方創生推進課長　　こちらは、PR大使がドローン体験会を実施するための委託料でございます。小・中学生だったりとか保護者の方々にドローン操作などを講習会形式で体験できるイベントを考えております。

○伊藤委員　　分かりました。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長　　それでは、秘書政策課の所管につきまして該当箇所を御説明させていただきますので、別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、67ページの説明欄の最下段、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から、はねていただきまして、69ページの上から2つ目の生命保険料等取扱手数料までの4項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

86ページ、87ページの中段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の人件費等から、94ページ、95ページの中段、秘書・渉外関係事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　86ページなんですけれども、これは昨年と比較すると全体で約34億4,000万円の減額となっているんですけれども、その要因は何でしょうか。

それと87ページもなんですけれども、人件費においても昨年度と比べると大きく減額となっているんですけれども、その理由は何でしょうか。

○秘書政策課長　　まず、秘書政策費の減額分でございます。昨年度は布袋駅東複合公共施設整備等事業で約32億6,000万円の予算計上がされましたので、その分の減額要因でございます。

また、人件費等につきましては、退職手当の減額が主な要因でありまして、約1億7,000万円ほど差がございますが、こちらは定年延長の関係で支給対象者が減ったものでございます。

○伊藤委員　　よく分かりました。

あと89ページの、これが多分、第6次総合計画策定事業ということで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、これは住民説明会の会場借上料が計上されてございますが、どこで何回ぐらい開催される予定なんでしょうか。

○秘書政策課長　　1月に予定をしております、4回ほど開催する予定となっております。場所といたしましては、市民文化会館（Home & n i c oホール）1回と布袋駅東の「t o k o + t o k o = l a b o（トコ・トコ・ラボ）」1回とすいとぴあ江南1回、ごめんなさい、市民文化会館は2回、平日と夜間と2回予定しております。合計4回でございます。

○伊藤委員　　分かりました。

あと、第6次総合計画改訂支援委託料856万9,000円掲げてございますけれども、これはどのような改訂を図っていくのか、手法やスケジュールなどが分かれば、教えてください。



○秘書政策課長 策定委託料でございますが、まずは4月にプロポーザル方式によって業者選定をする予定となっております。その後、5月から市民満足度調査の作成、調査をいたしまして、8月に行政評価を行います。7月から9月にかけて後期基本計画案の内部の検討をさせていただきます。その後、10月からまちづくり会議を開催する予定としておりまして、その後、1月に入ってから住民説明会を行いまして、最終的には3月に策定という運びになっております。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点だけです。91ページ、任用及び人員配置事業の中で、職員採用パンフレットとして印刷製本費が24万2,000円計上されてございますが、これはどのような内容のものなんでしょうか。また、その周知方法ですね。どういった形で周知をしていくものなんでしょうか。

○秘書政策課長 こちらの職員採用パンフレットにつきましては、仕事の内容とか勤務条件、人事制度の紹介をさせていただきます、大体8ページほどのパンフレットという形になります。1,000部印刷する予定としておりまして、各学校への訪問の際に使ったりとか、あとホームページ等にも掲載する予定となっております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○古池委員 今回の89ページの第6次総合計画策定事業、ちょっと伊藤委員と重なるところがあるかと思えますけど、この策定に当たりまして、どういう人たちが、例えば審議会とか、そういうような形で計画をされるのか。どういう形で改訂の見直しとか、そういうことをやられるのか、教えてください。

○秘書政策課長 審議会という形ではなくて、それぞれの各分野、今回でいうと5分野になりますけれども、それを3分科会に分かれまして、委員としては市民公募を含めて6名ほどを予定しておりますけれども、その中で前期基本計画の部分の評価、今後のそれにどのように反映していくのかというのを委員会の中で協議してまいる予定となっております。

○古池委員 委員会の中の人選ですけど、例えば市議会議員とか、そういう形の方、あるいは学識経験者とか、あるいは地区の代表者とか、そういう形

の方は入らないのでしょうかね。

○秘書政策課長 初年度の計画策定のときは、審議会という形で学識経験者や議員も含めてお願いしておったんですけれども、今回改訂ということになりますので、内容の再度の確認という形が主になりますので、先ほど申し上げた委員の中は、市民公募であったりとか各種団体の方を呼んで中身のチェックをしていただくという形にはなります。

○古池委員 そうすると、やっぱり議員は入らないわけですね。分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、議案第21号の審査の途中ではありますが、暫時休憩をします。

午前10時45分 休 憩

午前10時57分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続行します。

続いて、市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 議案第21号のうち市民サービス課の予算について説明させていただきます。

最初に、歳入について御説明いたしますので、令和5年度江南市一般会計予算書及び予算説明書の26ページ、27ページ下段をお願いいたします。

14款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課分、布袋ふれあい会館使用料及び同会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

続きまして、34ページ、35ページの下段をお願いいたします。

14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料の戸籍手数料から諸手数料まででございます。

次に、40ページ、41ページの中段をお願いいたします。

15款2項1目1節戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事務費補助金でございます。

次に、44ページ、45ページの上段をお願いいたします。

15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

次に、48ページ、49ページの下段をお願いいたします。

16款2項1目1節総務管理費補助金の市民サービス課分、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

次に、56ページ、57ページの上段をお願いいたします。

16款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

次に、66ページ、67ページの上段をお願いいたします。

21款5項2目10節電話料収入の市民サービス課分、電話使用料（支所）でございます。

次に、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

11節雑入の市民サービス課分、コピー等実費徴収金ほか2件でございます。続きまして、歳出について御説明申し上げますので、大きくはねていただきまして、94ページ、95ページの下段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費でございます。このページの布袋ふれあい会館維持事業から、100ページ、101ページの中段、市民相談員事業まででございます。

続きまして、その下にございます2款1項4目男女共同参画費の男女共同参画懇話会事業と男女共同参画推進事業でございます。

大きくはねていただきまして、148ページ、149ページの中段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。このページの人件費等から157ページ上段、住民基本台帳等窓口事業（宮田支所）までが市民サービス課の所管となります。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　3つの事業について数字だけ聞いていきますね。

市民相談事業の中の99ページ、これは法律相談と市民相談ですね。これは令和5年度、大体何件ぐらい見込んで積算してあるのとか、令和4年度の見込み件数が分かれば教えてください。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　市民相談、法律相談の令和4年度のまず見込みでございます。

昨年度よりは40件程度少ない260件程度を市民相談として見込んでいます。また、法律相談に関しましては320件程度を見込んでおります。

また、令和5年度の見込みでございます。大体同じぐらいの数字が来るだろうという想定で今のところ見込んでおります。以上です。

- 伊藤委員　分かりました。

あと、155ページのコンビニ交付サービス運用事業ですね。これは委託手数料なんですけれども、これも同じような質問ですね。令和4年度は何件ぐらい見込んでいるのか、今回、令和5年度の見込みの予算計上、この内容を教えてください。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　まず、令和4年度の実績でございます。1月末現在でございますが、住民票のほうは3,402件、それから印鑑登録証明書のほうになります。印鑑登録証明書のほうは2,612件となっております。今年度末までに住民票のほうは3,900件程度、印鑑登録証明書のほうは3,000件程度を見込んでおります。

令和5年度に関しましても同数ぐらいです。住民票のほうは4,270件、印鑑登録証明書、若干少なくなっておりますけど、2,720件程度、今積算しております。

- 伊藤委員　あと、単価は1件当たり幾らなんでしょう。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　それぞれの証明書でございます。1通当たり300円になっておりますけれども、その1通当たりに関しまして、委託料及びクラウド手数料が297円かかっております。このほかにシステム保守料等もございまして、基本的に一通一通に関しましては297円というふうになっております。

- 伊藤委員　分かりました。

あと1件ですね。155ページ、個人番号カード取得促進事業の現時点での

マイナンバーカードの申請率と交付率だけ教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　マイナンバーカードのほうの交付状況でございます。2月末現在の地方公共団体情報システム機構から通知されてきます数値でございます。こちらのほうの数字ですけれども、不備等で再申請、また再交付等の数値が入っていますので若干参考値というふうになりますけれども、申請率のほうでございますが、まず枚数が8万3,575人からの申請がございまして、おおむね83.8%。交付のほうでございます。6万4,322人、パーセンテージにしますと64.5%となっております。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑は。

○野下委員　97ページの布袋ふれあい会館のプロパンガスと電気使用料というのが予算に上がっていますが、これは非常にここら辺の部分というのは上がってきています。どういう根拠でこういう計算になっているんですか。上がっている分も計算されての根拠になっていますか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　昨今の燃料費の高騰を反映した金額となっております。単価に関しましては606円という形で、大きく上げた状態となっております。基本料に関しましては、今年度と同様の1,250円という金額で設定しております。

○野下委員　電気料につきましては、国がかなり負担を入れてきておりますけど、こういう施設に関しては、それは適用されているんでしょうか。家庭にはこういうのが適用されてきていますが、この部分というのはどう計算されていますか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　今回のこの金額に関しましては、電気料に関しましては江南市全体で今積算したものを私たちは適用させていただいております。その金額に関しましては、申し訳ございません、今、政府がやろうとしている数値というものがどこに反映されているかというのは、私のところで確認できておりませんので。

○野下委員　各施設は分からないという話ですよ、多分。そういうあれでいいですよ。市内全体でということよろしいですよ。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　はい。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部行政改革推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○行政改革推進課長　行政改革推進課の所管につきまして予算書の該当箇所を御説明させていただきます。

別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

68ページ、69ページの上段でございます。21款5項2目11節雑入、説明欄上から7行目、行政改革推進課とございますデジタル基盤改革支援補助金と、その下、情報システム等使用料でございます。

続きまして、102ページ、103ページをお願いいたします。

以下、歳出でございます。

102ページ、103ページの2款1項5目行政改革推進費でございます。そこからはねていただきまして、104ページ、105ページの中段やや下になります。電子自治体化共同推進事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　まず雑入、69ページなんですけれども、デジタル基盤改革支援補助金412万5,000円が計上してございますけれども、この内容と、どこから入ってくるんでしょうか。それだけ教えてください。

○行政改革推進課長　こちらのデジタル基盤改革支援補助金につきましては、政府が進めております情報システムの標準化という事業がございまして、各自治体が政府が示しましたシステムの標準化に基づいた標準準拠システムを令和7年度までに導入していくというようなことが示されておりました、そちらに向けて現在の市が使っております情報システムと、そちらの標準準拠

システムの差を分析するといった事業でございまして、歳出のほうで105ページでございすけれども、105ページの委託料の中に地方公共団体情報システム標準化作業支援委託料ということで、こちらの財源として歳入のほうを上げさせていただいております。歳入のほうにつきましては、地方公共団体情報システム機構のほうから頂けるといことで雑入のほうに計上しているものでございます。

○伊藤委員　よく分かりました。

次に、103ページの最下段なのかな。情報システム管理運営事業ですけれども、これは予約受付システム使用料が計上されて、次のページですね、105ページ。これはどのように活用されているのか教えてください。

○行政改革推進課長　先ほどの補正予算のときにも少し触れさせていただきましたけれども、こちらのほうにつきましては、例えば確定申告の予約相談の枠ですとか催物の予約、そういったような予約の枠を設定することができるシステムでございまして、併せてアンケートなどにも活用している、そういったようなシステムでございす。

○伊藤委員　このシステムの予約なんですけれども、例えば公共施設予約もだんだん増やしていただきまして、例えば窓口相談予約とか、もっと幅広く活用していただきたいと思うんです。DXを進めるという観点からも、その辺りをしっかりと市民の利便性の向上、あと職員の皆さんの事務量軽減にもつながってきますので、それにも有効と思いますので、しっかりと今後検討していただきたいと思います。以上です、要望ということで。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長　一般会計予算書及び予算説明書につきまして、財政課所管部分について御説明をいたします。

最初に、歳入でございす。

22ページ、23ページをお願いいたします。

上段、2款地方譲与税、1項1目1節地方揮発油譲与税から、26ページ、27ページの最上段、12款1項1目1節交通安全対策特別交付金まででございます。

はねていただきまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

上段、17款財産収入、1項1目1節土地建物貸付収入でございます。

1ページはねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段、17款2項1目1節建物売払収入、2節土地売払収入でございます。

1ページはねていただきまして、62ページ、63ページをお願いいたします。

最上段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、説明欄上から4つ目、財政課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下、20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

下段、22款1項6目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

ページはねていただきまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

下段、2款総務費、1項総務管理費、6目財政費の人件費等から、108ページ、109ページ中段、PCB廃棄物処理事業まででございます。

次に、大きくページをはねていただきまして、460ページ、461ページをお願いいたします。

最上段、11款1項災害復旧費、1目公共施設災害復旧費でございます。

その下、12款1項1目公債費、さらにその下、13款1項1目予備費でございます。

続きまして、別冊資料となります。令和5年度江南市当初予算説明資料6ページ、7ページをお願いいたします。

令和5年度一般会計当初予算一般財源調でございます。

7ページ最上段、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金まで、さらにその3つ下、17款財産収入のうち右側備考欄、不動産売払収入、その下、19款財政調整基金繰入金、さらにその下、20款の繰越金、最下段の22款市債の臨時財政対策債でございます。

次の8ページをお願いいたします。



一般会計における公債費の状況でございます。

はねていただきまして11ページには基金の状況、上から2つ目の財政調整基金、その下、公共施設整備事業基金、さらにその下、土地開発基金でございます。

はねていただきまして、15ページをお願いします。

15ページには都市計画税の用途についてと、次のページ、16ページには引上げ分に係る地方消費税収の用途についての説明資料となります。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　2点だけお聞きしたいと思います。

24ページ、県交付金なんですけれども、6款法人事業税交付金と7款の地方消費税交付金が前年度と比較して大きく増額になっているんですけれども、その増額となった理由は何でしょうか。

○財政課長　まず、6款法人事業税交付金につきましては、算定の案分率が令和3年度から令和4年度、令和5年度にかけて徐々に変更されております。

その内訳でございますけれども、江南市内にお住まいの従業者数割と、それから納めていただいた法人税割ということで、その案分率が変更されております。

来年度、令和5年度につきましては、全て100%従業者数割という形の案分率となりまして、昨年度、令和4年度につきましては、3分の2が従業者数割、3分の1が法人税割という形で案分率の変更が行われているものでございます。結果的に増収となる見込みにつきましては、従業者数割の案分率が法人税割の案分率より江南市の場合が高いということの結果でございます。

続きまして、7款の地方消費税交付金の増につきましては、こちらの算定のベースになっておりますのは、愛知県における県全体の地方消費税交付金の総計をベースに算定してございます。その県の算定自体が3.4%の増となっておりますことから、江南市におきましても増という形の予算計上をさせ

ていただいております。

○伊藤委員 よく分かりました。

あと、109ページの市有財産管理事業の中のアスベスト調査委託料なんですけれども、令和5年度はどこを調査いたしますか。

○財政課長 アスベスト調査委託の令和5年度の予定施設につきましては、市内5施設でございます。

場所につきましては、古知野児童館、藤ヶ丘児童館、木賀のプール、布袋の学習等供用施設とふれあい会館でございます。検体数は102検体を採取する予定でございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長 それでは、税務課の所管する予算につきまして該当箇所を説明させていただきますので、予算書の20ページ、21ページをお願いいたします。歳入でございます。

最上段、1款市税、1項市民税から最下段、5項都市計画税、次のページの22ページ、23ページの最上段、こちらも都市計画税でございます。このうちのそれぞれ1節の軽自動車税の環境性能割と現年課税分とあります分が税務課の所管となります。

少し飛びまして、34ページ、35ページをお願いいたします。

下段にございます14款2項1目2節徴税手数料にありますが証明手数料をはじめ2項目でございます。

少し飛びまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、上のほうにございます税務課とあります郵便料実費徴収金をはじめ3項目でございます。

歳出でございます。

134ページ、135ページをお願いいたします。

2款2項1目税務費の説明欄にございます人件費等から、143ページの上段にあります税諸証明書交付事業まででございます。

恐れ入りますが、別冊の令和5年度江南市当初予算説明資料をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

一般財源調としまして、市民税の歳入内訳書を掲げてございます。

15ページをお願いいたします。

こちらには都市計画税の用途について掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　2点だけお聞きしたいと思います。

まず20ページ、市税、市たばこ税のところなんですけれども、当初予算額が前年度と比較して何と1,182万6,000円増加しているんですよね。たばこを吸う人はだんだん減ってきているという印象があるんですけれども、この市たばこ税が増額する理由というのは何でしょう。

○税務課長　委員おっしゃられますとおり、たばこについては近年の調査でも吸う方は減ってきている状況ではございますけれども、今回、歳入予算として増加した内容としましては、加熱式たばこの販売本数が増加したことによるものでございます。

ただ、加熱式たばこが例年よりも増えたというわけではなく、税制改正に伴いまして加熱式たばこの本数換算を重量と定価に係数を掛けたものを販売本数として計算する内容上、この改正が平成30年10月から令和4年10月までにかけて段階的に上昇していたものによるもので、令和4年度と令和5年度のたばこの税を換算する際の本数としては、加熱式たばこの換算件数が上がったことから本数が増加したのが原因でございます。

○伊藤委員　分かりました。

次に、139ページの住民税システム改修事業、これも非常に高額な予算が計上してございます。1,815万円ですね。税制上大きな改正があるかと思ひ

ますけれども、その改正内容を教えてください。

- 税務課長　こちらのシステム改修でございますけれども、改修としては2つのシステム改修を予定しているところでございます。

1つ目が特別徴収税額通知書の電子化に係るシステム改修ということで、こちらが1,034万円の予定をしております。こちらにつきましては、給与支払報告書を提出する徴収義務者、いわゆる事業所の方が申し出た場合に従業員の方にお配りする特別徴収税額通知書というものを希望する事業所に対しては電子的に送付しなければならないことに伴いまして、システム改修をするものでございます。こちらのほうも令和6年度以降に対して実施されるもので、令和5年度中のシステム改修を予定しているところでございます。

もう一つのシステム改修としては、森林環境税の課税開始に係るシステム改修、こちらのほうは781万円を予定しているところでございます。こちらにも税制改正に伴いまして令和6年度より課税される森林環境税を徴収するのに対応するため、改修するものでございます。

- 伊藤委員　分かりました。以上です。

- 委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて収納課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 収納課長　それでは、収納課の所管につきまして該当箇所を説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

一般会計予算書及び予算説明書の20、21ページの上段をお願いいたします。

1款1項市民税から次の22、23ページの上段、5項1目都市計画税まで、各項目の2節滞納繰越分でございます。

大きくはねていただきまして、54、55ページの下段をお願いいたします。

16款県支出金、3項1目1節徴税费委託金でございます。

はねていただきまして、62、63ページの中段をお願いいたします。

21款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

はねていただきまして、64、65ページの中段をお願いいたします。

5項1目1節滞納処分費と、その3つ下、5項2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

続きまして、歳出でございます。

142、143ページの下段をお願いいたします。

2款2項2目収納費、143ページの説明欄、人件費等から、148、149ページの上段、納税相談事業まででございます。

続きまして、別冊、令和5年度当初予算説明資料の6ページをお願いいたします。

ここでは、令和5年度一般会計当初予算一般財源調の中で、今回の歳入予算のうち、市税の滞納繰越分について市民税から都市計画税までの内容を掲載しております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　これも毎回聞いている3つなんですけれども、申し訳ございません。

21ページなんですけれども、市税の徴収を一生懸命やっただいてありがたいんですけれども、市税全般についてお聞きしたいものですから。現年課税分と滞納繰越分、この2つの各税目の収納率というのはいかがなんでしょうか。

○収納課長　今回の予算計上時の収入率で申し上げますと、令和4年度の個人市民税が24.01%、法人市民税が23.84%、固定資産税が18.52%、軽自動車税（種別割）でございますけれども、22.78%、都市計画税が14.09%、全体平均が20.2%という結果でございます。

同じく令和5年度につきましては、個人市民税が26.07%、法人市民税が31.33%、固定資産税が18.26%、軽自動車税（種別割）が23.08%、都市計画税が13.67%。

全体で申し上げますと、令和4年度が20.2%、今回の場合が20.96%とい

うことから、おおむね市税全般におきまして収入率が向上しているものでございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと、55ページの県委託金なんですけれども、これも毎回聞くんですけれども、最下段ですね。この積算について、単価と人数は何人ぐらい見込んでいるんでしょうか。

○収納課長 こちらは、いわゆる市が市県民税として税金を収納させていただいているものですから、その県相当分を愛知県に対して請求するというのかお金をいただくということの費用ということで計上させていただいております。

まず、人数ということで委員からの御質問でございますけれども、こちらは令和4年度の課税状況調べということで、今回の場合は約5万2,000人、これに対しまして掛ける単価ということでございまして、これも決まっております、これは地方税法の中で規定がございまして3,000円でございます。こちらのほうで金額でございますけれども、約1億6,000万円強ということの金額と。

それと加えまして、この予算の中には、いわゆる令和5年度以降に歳出還付と申しまして市県民税を還付する事例ですね。確定申告によって税金が下がったとかというような場合に税金の計算を調整して、市としては市県民税として還付をするものですから、その部分についてさらに予算を計上しております。そちらにつきましては約600万円ということでございます。以上でございます。

○伊藤委員 よく分かりました。

次に、147ページ、これも毎回聞くんですけど、還付・充当事業ですね。市税過誤納還付金等及び還付加算金、これ前年度と比較して大きく増額しているんですよね。その理由は何でしょうか。

○収納課長 今回大きく増えた理由といたしまして、まず税目といたしましては法人市民税でございます。法人市民税というのは、地方税法の中で、事業年度が6か月を超え、かつ前事業年度の法人税額が20万円を超える法人につきましては、当該事業年度開始の日の以降6か月を経過した日から2か月

以内に予定申告、または中間申告をする必要がございます。予定申告は、中間申告までございますけれども、前事業年度の納付額の2分の1を納付しなければならないと。こちら地方税法の中で定めがございます。

今回、市内の1事業所におきまして、この規定に基づきまして令和4年度分の法人市民税の予定申告がなされまして、こちらで約1億4,100万円の納付がございました。その後、令和4年度における事業所の実績が令和3年度、前年度と比較いたしまして大きく下がることが判明いたしました。その結果、この令和4年度に納付されました法人市民税の還付が見込まれるということでございます。今回、当初予算に計上させていただいたものでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、予算書の26、27ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

下段の14款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料、説明欄の総務課分、本庁目的外使用料（電柱）から、はねていただきまして、29ページ上段の本庁目的外使用料（尾張北部環境組合）まででございます。

44、45ページをお願いいたします。

上段の15款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

はねていただきまして、56、57ページをお願いいたします。

上段の16款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金、その下、4節統計調査費委託金でございます。

58、59ページをお願いいたします。

上段の4項4目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

下段の17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料、説明欄、総務

課分、本庁舎自動販売機設置場所貸付収入ほか2件でございます。

60、61ページをお願いいたします。

中段の2項2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

はねていただきまして、68、69ページをお願いいたします。

上段の21款5項2目雑入、11節雑入、説明欄、中段の総務課分、古新聞古雑誌等売却代ほか4件でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、108、109ページをお願いいたします。

下段の2款1項7目行政事務費、説明欄、人件費等から、はねていただきまして、119ページ下段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

少しはねていただきまして、156、157ページをお願いいたします。

中段の4項1目選挙費、説明欄、選挙管理委員会事業から、はねていただきまして、162、163ページの下段まででございます。

はねていただきまして、164、165ページをお願いいたします。

5項1目統計調査費、説明欄、統計調査事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　2つの事業についてお聞きしたいと思います。

109ページ、法令関係事業ですね。次のページ、111ページですかね。法令関係情報提供サービス使用料とあるんですけども、その内容を教えてください。

○総務課長　法令関係情報提供サービス使用料でございますけれども、こちらのほうは名称変更しておりまして、従来、経費削減のために法規追録代の一部につきまして、内容は情報公開の実務と個人情報保護の実務という部分でございますが、紙媒体からウェブ版に切り替え、新たにサービスの提供を受けることとしたものでございます。

○伊藤委員　分かりました。あと1点ですね。

165ページですかね。統計調査事業ですけども、その中で実施予定の住



宅・土地の統計調査で報酬が585万円が計上されてございます。調査員の人数分の予算なんですよね、多分。その辺のところをちょっと教えてください。

○総務課長 報酬の585万円の内容でございますけれども、調査員として90名を雇用いたしまして、1人当たり6万5,000円を計上したものでございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと周知方法なんですけど、募集されるわけですよ。その辺のところ、確保できる予定なんですか。

○総務課長 調査員のほう、先ほど申し上げましたとおり、調査員として90名、ほかに指導員として17名、合わせて107名を予定しておりますけれども、ほかの統計調査の状況と同様に、指導員の確保、調査員の確保については厳しい状況でありますけれども、過去の経験者等を当たることによって何とか埋めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員 分かりました。以上で終わります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて会計課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

予算書の62ページ、63ページをお願いいたします。

中段やや下にあります21款2項1目1節預金利子、その下の2目1節有価証券償還差益でございます。

次に、3枚はねていただきまして、68ページ、69ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の会計課所管分、業者用納品書売捌収入及び愛知県証紙売捌手数料でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、130ページ、131ページの最下段をお願いいたします。

2款1項10目会計管理費でございます。説明欄、人件費等から、2枚はねていただきまして、134ページ、135ページ上段の説明欄、庁用備品出納事務の17節備品購入費まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて監査委員事務局について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○監査委員事務局長 それでは、議案第21号 令和5年度江南市一般会計予算のうち、監査委員事務局の所管について御説明申し上げます。

歳入はございませんので、歳出について申し上げます。

予算書の166ページ、167ページの最上段をお願いいたします。

2款6項1目監査委員費、説明欄の人件費等から、168、169ページの上段、愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけ、167ページの下段なんですけれども、全国都市監査委員会は、来年度はどこで開催される予定なんでしょうか。

○監査委員事務局長 来年度は秋田市で総会が開催される予定になっております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、議案第21号の審査の途中であります。暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後1時15分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続行します。

続いて、消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 それでは、消防総務課所管の該当ページにつきまして御説明申し上げますので、予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段でございます14款1項6目1節消防使用料、消防総務課分の消防施設目的外使用料の3つの項目でございます。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

中段でございます15款2項5目1節消防費補助金、消防総務課の救助工作車購入費補助金、災害対応特殊救急自動車購入費補助金でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

中段でございます17款1項1目2節使用料及び賃貸料、消防総務課の消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段でございます21款5項2目8節公務災害補償基金支出金、消防総務課の消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

上段でございます21款5項2目11節雑入の消防総務課分、全国消防グループ保険事務費負担金から、その2つ下の尾張水害予防組合水防団出動手当まででございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段でございます22款1項4目1節消防債の消防総務課分、消防施設整備事業債でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、大きくはねていただきまして、348ページ、349ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項1目消防総務費の人件費等から、少しはねていただきまして、362ページ、363ページ上段にございます26節公課費まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　3つの事業についてお聞きしたいと思います。

まず1点目、361ページ上段ですね。東分署屋根改修工事費、計上されてございますけれども、改修工事の内容は何でしょうか。結構高額になっていますけど。

○消防総務課長　東分署の屋根の改修工事費にありましては、東分署の事務所棟、車庫棟と、あと風除室屋根のふき替え及び防水工事となります。平成10年3月に建築され25年経過しており、屋根材であるアスファルトシングル等の経年劣化により一部に漏水箇所があること、漏水箇所にあつては車庫内になります。それと平成30年度の公共施設定期点検の報告で、屋根材の剥がれが認められ危険であると報告されたため、来年度改修工事をする事となりました。

○伊藤委員　分かりました。

続きまして、同じく361ページの、その下ですね。消防車両更新等事業の中の救助工作車。今回、救助工作車の更新車両が1億3,860万円ぐらいなんですけれども、非常に高額ですよ。たしか前、更新されたときには、多分8,400万円ぐらいだったと記憶してございますけれども、なぜこんな高額になったのでしょうか。その理由をちょっと聞かせてください。

○消防総務課長　今回の救助工作車更新に当たりまして、伊藤委員が言われたとおり、前回8,358万円でありました。それが今回1億3,860万円となり、約5,500万円ほどの増額が見込まれております。

増額の内容は、主に車両本体、艀装を含めて約2,400万円ほど値上がりしております。それに加え、救助工作車に必要なクレーン、ウインチ等の装備が前回より約900万円ぐらい上がっております。その他、積載する救助資機

材等も値上がりしておる関係で、こういった5,500万円の値上がりということになっております。

○伊藤委員 分かりました、結構高額ということ。

補助金をちょっと聞きたいんですけど、補助内容と、あと起債も多分かけると思いますので。一般財源の持ち出しですね。起債を引いた、当然一般財源、ある程度持ち出さなあかんもんですから、その辺りはどうなっているんでしょうか。

○消防総務課長 救助工作車でよろしかったですか。

○伊藤委員 救助工作車です。

○消防総務課長 今回、令和5年度の更新の救助工作車にありましては、岐阜基地周辺消防施設設置助成事業、いわゆる防衛補助を活用しての更新の計画をしております。

この防衛補助は補助率が3分の2となっておりまして、内容でいきますと、車両の見積金額が1億3,860万1,000円でありまして、そのうち補助の対象となる部分が7,521万3,000円となります。その3分の1が特定財源として入りますので、5,014万2,000円が……。

○伊藤委員 3分の2じゃないですか。

○消防総務課長 失礼しました。3分の2が特定財源として充当されますので、5,014万2,000円が充当されます。残りの8,845万9,000円は地方債、一般補助施設整備事業債を活用して5,360万円が充当され、残りの3,485万9,000円が一般財源となります。

○伊藤委員 分かりました。約3,500万円ぐらいが一般財源ですね。

あと1点ですけれども、355ページの、ちょっと戻りまして申し訳ございません。今回、消防団運営事業の中で報酬等管理事務の、これ今回、一応、費用弁償の関係なんですけれども、4月1日から、来年度から、新たに費用弁償の額が改定されますよね、初めてのことなんですけれども。そうすると、この金額というのは、どのように904万円を算出されたんでしょうか。その算出根拠を教えてください。

○消防総務課長 今回、この費用弁償においての904万円ですが、令和5年4月1日から消防団員の処遇改善を図るために費用弁償の額等を改めること

に伴いまして、コロナ禍以前の平成29年度から平成31年度までの過去3年間の消防団員の活動実績を改正後の基準に当てはめたところ、年総額平均で過去の実績から1.06倍の金額が算出されました。

また、実際にこの3年間で最も高額な支払いとなったのが平成30年度の850万8,200円であったことから、この金額に1.06倍をして901万9,000円を算出いたしました。さらに、会計年度任用職員の交通費の2万400円が加わって904万円となっております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。いいです。

○野下委員 1点だけですけれど、351ページの、教えてほしいんですけど、下から3行目、金額にして1,000円という部分ですけれど、運転経歴証明手数料とありますよね。これって運転免許を返納するときに、代わりにこういう経歴をもらうという部分の手数料になるのでしょうか。

○消防総務課長 この運転経歴証明手数料ですが、こちらは安全運転管理者というのが消防署にも1人置きなさいということになっておりまして、これは例年、消防署長が務めております。消防署長が替わりましたら、また改めて……、すみません、管理者の申請するに当たって証明を出さなければいけないんです。その証明を今度、消防署長がもし替われれば、また改めて提出が必要となることから、予算計上しております。

○野下委員 分かりました。

私が今申し上げた部分とは違うんですね。返納の部分とは違うものですね。

○消防総務課長 はい。

○野下委員 了解しました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。御異議もないようでありますので、委員

外議員として発言を許します。簡潔明瞭にお願いします。

○大藪議員 ありがとうございます。簡潔明瞭に。

今、安全運転管理者が1名と言われましたが、どう考えても5台以上の車があるんですけど、1名だと法令違反になりますが、大丈夫ですか。

○消防総務課長 安全運転管理者は、5台以上20……。

すみません。消防署には車両が19台ございまして、基準では5台以上19台までが管理者1名でいいということになっているという解釈でおります。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防予防課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防予防課長 それでは、消防予防課所管の該当ページにつきまして御説明申し上げますので、予算書の36ページ、37ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

下段にございます14款2項6目1節消防手数料、消防予防課で、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料と、その下、煙火消費許可申請手数料でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段にございます21款5項2目11節雑入の箇所でございますが、消防予防課分、コピー等実費徴収金でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、362ページ、363ページをお願いいたします。

中段やや上にございます9款1項2目消防予防費の人件費等から、368ページ、369ページ上段の煙火消費許可、立入検査等事業まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけです。

火災予防普及啓発事業の中の、363ページですね。昨年度まで消防音楽隊支援事業があったんですよね。その事業がなくなった理由は何でしょうか。

○消防予防課長 実際的に事業がなくなったというわけではございませんが、

ここに表記していないということは予算計上はしていないんですけれども、まずこの消防音楽隊の支援事業についてちょっと御説明させていただきますと、音楽演奏を通して啓発活動を理由に、当時、総務予防課というところの予防グループのほうに予算をつけた経緯がございますが、今現在は我々、消防予防課の予防グループのところにあるものでございます。

ただ、令和2年度から令和4年度の3年間、実質的に消防音楽隊としての啓発活動が一度もございませんでした。理由といたしましては、これはコロナ禍の影響もありますが、そればかりではなくて、実は音楽隊員の退職でしたり、職員の音楽隊のほうに人数が少なくなってしまうと、入隊する職員も実際のところ、音楽というのはちょっと特殊なところがございまして、入る職員もございません。ということから、音楽演奏をする体制がちょっと整わない。過去3年も実績がありません。令和5年度も、見通したときに、どうしても音楽演奏というのは難しいということで、予算計上に至らなかったということでございます。

○伊藤委員 分かりました。

消防音楽隊のほかに、消防団ラッパ隊という組織もありますよね。昨年度までは練習に伴う講師謝礼や、その他の経費が含まれていたんですね。今回、予算がないんです。ラッパ隊もやはり衰退してきて解散されるということでしょうか。

○消防予防課長 伊藤委員が言われますように、消防音楽隊とは別に、消防団のほうにはラッパ隊という組織がございます。実際に消防署の事業ではございますが、式典等事業というところで、消防では観閲式、出初め式というもので、実際に今年度につきましても消防団の方がやられるラッパ隊によりまして、全てではございませんが、演奏のほうを実施した経緯がございます。

そちらのほうの衰退という御質問でございますが、そちらのほうは衰退といたしますか継続していく形になります。実際に音楽演奏をするには練習とか必要になってくるんですけれども、練習に伴う経費というのは、そちらのラッパ隊の経費といたしますか運営費を賄ってもらって、そちらのほうは継続していらっているものでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。



[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査をします。

○堀委員 ちょっと聞きたかった。音楽隊、ぜひもっとしっかりやっていただきたい。

○委員長 堀委員、指名していないので。

○堀委員 そうか。なしでもええわ、ちょっと話だけ聞いてって。

ぜひやっていただきたい。やっぱり出番というか、そういうものでも、例えば中学校の体育大会とかそういう入場行進なんかでも行ってやると、十分PRになるんだわね、消防の音楽隊ということで。一宮市はまだ消防の音楽隊があるでしょう、やっておるでしょう。消防署員以外でも市の職員等でも多分隊員、消防隊に参加しておるんだわ。だから、市役所内の若い職員らとかそういうのがあれば参加していただいて、ぜひもっと。そんな予算を削るなんていうことは、とんでもない話だと俺は思う。以上、時間外ということで。本当にやらないかんと思うよ。消防の啓発活動にしっかりつながるから。

○委員長 議事運営に御協力をお願いいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長 それでは、消防本部消防署の所管する当初予算につきまして説明させていただきますので、予算書の40、41ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

中段にございます15款国庫支出金、1項3目1節消防費負担金で緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

次に、少しはねていただきまして、54、55ページをお願いいたします。

中段にございます16款県支出金、2項7目1節消防費補助金で南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、368、369ページをお願いいたします。

上段にございます9款1項消防費、3目消防署費、人件費等から、少しはねていただきまして、378、379ページ、指揮出動事業まででございます。

参考といたしまして、別冊の当初予算説明資料の40ページに新設消火栓負担金事業位置図を掲げております。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。

377ページの指揮・指令事業の中の指令機器等整備・保全事業、次のページ、379ページになるんですけども、委託料ですね。その中で、サイレン吹鳴装置機器更新委託料199万7,000円を計上してございますけれども、この更新される理由は何でしょうか。

○消防署長　委員お尋ねのサイレン吹鳴装置機器更新委託料ですが、まずサイレン吹鳴装置というものについて少し御説明申し上げますと、消防本部に設置してあります、指令室にあるんですけども、親局、あと各消防団車庫に設置してあります6つの子局があります。災害発生時に親局が指定した子局のサイレン、団車庫のサイレンを吹鳴させることができる装置であります。今回は、この親局と各子局の制御装置の部分を更新するものでございます。

更新する理由なんですけれども、これはメーカーの推奨が5年となっておるんですけども、既に機器使用期間は約2年ほど超過しておりまして、故障した場合にメーカー等にも部品もなく、修理できないということから更新するものでありまして、特定財源としまして南海トラフ地震等対策事業費補助金を充ててまいるものでございます。

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時42分　休　憩

午後1時42分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後 1 時 43 分 休 憩

午後 1 時 44 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きまして、市民と議会との意見交換会についてを議題といたします。

資料はタブレット端末に配信しておりますので、御覧ください。

令和 5 年 2 月 2 日木曜日に、江南市立保育園保護者連合会と開催いたしました市民と議会との意見交換会につきましては、事前に委員の皆様には御確認いただきましたが、資料のとおり広報「こうなん」4月号に掲載したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、意見交換会でいただきましたアンケートにつきましても事前に委員の皆様へ配付しておりますが、タブレット端末に配信しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

皆様、お疲れさまでございました。おかげさまでもちまして、無事に議案全て審査し、終わることができました。

1年間、私、委員長を務めさせていただきまして、大変力不足で、うまく仕切れていないところもありましたけれども、当局の皆様方、諸先輩方の皆様におきまして無事に全うすることができました。本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午後 1 時45分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

総務委員長 田村徳周